

社会保障制度の確保について

国においては、令和5年12月、2040年頃までを見据えた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を取りまとめ、「全世代型社会保障」の構築に向け、取り組むべき課題を示している。

この中で、「医師偏在対策」について、長期的には医師の供給が需要を上回ることを前提に、医師養成課程における医師偏在対策の取組を進めることとしており、近年、医師多数県での養成数を抑制する動きが加速している。

また、令和6年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを策定し、医師偏在の是正をさらに進めていくとしている。

中国・四国の各県では、これまで、多くの労力と工夫を凝らし、医療提供体制を確保するために必要な医師の確保に努めてきたところであるが、国の機械的な指標に基づき、医師多数県と位置づけられている県においても、人口・社会資源等の都市部への集中という構造的な課題を背景とした「地域偏在」や「診療科偏在」に加え、「医師の高齢化」と「若手医師の流出」が年々深刻さを増し、特に中山間地域や離島において必要な診療科の医師を確保できない等の実態があり、医療提供体制を守っていくため、地域の実情を踏まえた「若手医師」の確保・定着に向けた対策が急務となっている。さらに、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」については、人口減少や物価高等により収支不足が拡大するなど、将来にわたって運営を継続するための支援が求められる。

また、「医療提供体制改革の推進」に関して、新興感染症の脅威等を背景に、公立・公的医療機関の医療提供体制確保が重要度を増す中、2040年とその先を見据えた「新たな地域医療構想」について、地域の実情に応じた取組が一層重要となる。

加えて、今年度よりかかりつけ医機能報告制度が開始することから、この中で県や市町村、医療機関等に対し、これまで以上に多くの実務を担うことが求められている。

なお、改革工程に示された様々な取組を推進し、持続可能な医療提供体制を確保するためには、「医療DXによる効率化・質の向上」が不可欠であるが、その推進にあたっては、医療現場に混乱・支障を生じさせないように、十分な配慮が必要である。

更に、今後の高齢化の更なる進行等を踏まえ、社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制の構築や介護予防・健康づくり、がん対策の取組の強化を通じた「健康寿命の延伸」などが求められている。

こうした中、医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等においては、人口減少により、患者・利用者が減少し、あわせて従事者の確保が難しくなっており、加えて、賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰が続いていることから、その経営環境は大変厳しい状況にある。

更に、中山間地域・離島といったへき地における訪問系や通所系の介護サービス提供について、訪問や送迎等の移動に係るコストが介護報酬において十分に評価されておらず、採算の確保が難しいという報酬構造上の問題が指摘されている。

加えて、訪問介護については、令和6年度の報酬改定で基本報酬の引下げが行われたことなどにより、特にサービス提供が非効率なへき地において、事業者の経営が一層厳しさを増しているところである。

これらを踏まえて、次の点について強く要望する。

- 1 地方において、安定的かつ継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、国が主体となり実効性のある偏在対策・確保対策を講じること。

また、医学部臨時定員枠については、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。

- 2 医師や看護職員等、医療人材の着実な確保・養成や勤務環境の改善等に向け、「地域医療介護総合確保基金」の国予算を確保するとともに、柔軟な活用を可能とすること。

また、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」の安定的な運営を確保できるよう、財政支援の拡充を行うこと。

- 3 新たな地域医療構想については、令和4年3月に示された方針のとおり、「各都道府県の地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進める」との認識のもと、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。

また、新たな地域医療構想の策定及び推進に当たっては、対象分野の拡大、取組の深化、医療機関機能報告の新設等について、現場の医療機関や自治体など関係者の負担が大きくなる懸念があることから、業務重複の回避など、関係者の負担軽減に配慮した制度設計にするとともに、策定段階からの各種支援体制の確保、自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるほか、地域医療介護総合確保基金の拡充等、新たな地域医療構想を推進するための財源を十分確保すること。

さらに、コロナ禍において、感染症対応に重要な役割を果たした公立・公的医療機関の医療機能と役割も踏まえて、地域の実情に即したものとなるよう十分な検証を行い、考え方を示すこと。

- 4 かかりつけ医機能報告制度の円滑な実施に向けて、地域ごとの協議に必要となるデータを提供し、県や市町村等の負担軽減を図るとともに、医療機関が取組を進めるために必要な財政支援を行うこと。

かかりつけ医機能報告制度については、先般公表されたガイドラインにおいて、医療機関への報告依頼や内容の確認、重層的な協議の場の設置及び運用、住民・患者への周知啓発など、様々な業務を県が担うこととされている。県に過度な負担がかからないよう、ガイドラインの内容を見直すとともに、業務を円滑に進めるために必要となる経費について、十分な財政支援を講じること。

また、本年秋を予定している、医療機関への報告依頼の開始に向けて、医療機関向けマニュアルや報告システムの内容を早期に示すとともに、現場に混乱が生じないように、コールセンターの設置など、十分な体制を講じること。

- 5 公立病院では、効率性・経済合理性だけでは対応できない救急医療・周産期医療や新興感染症への対応などの政策的医療を担うだけでなく、医療の先進性の確保を通じ、住民への医療の充実を図る必要があるが、現下の物価高騰や人件費増加等に伴い、もはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営状況にあることから、柔軟な診療報酬改定や、一般会計からの繰出に対する地方公営企業繰出基準の見直しなどの財政的支援を拡充するとともに、高度医療・先進的医療のための医療機器の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じるよう検討を進めること。

- 6 医療DXの推進に当たっては、地域の医療機関の実情をしっかりと把握するとともに、医療機関におけるインフラの整備・維持及びサイバーセキュリティ対策について、必要な財源の支援を行うこと。

また、DXへの対応が難しい患者が取り残されることのないよう、国民に対し、丁寧な説明と支援を行うこと。

- 7 「健康寿命の延伸」に必要な介護予防・フレイル予防については、地域特性に応じた取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について地方と十分に協議を行い、柔軟な運用がで

きるよう意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、がん検診について、実施主体を明確にするとともに、受診率向上を図るため、法制度を整備すること。

8 高額療養費制度は、国民の命と暮らしを守る重要なセーフティーネットとして位置づけられているが、現状の負担上限額であっても、高額な治療を継続した際の家計への影響は少なくない。本制度のあり方について議論がある中で、こうした国民の生活状況を踏まえ、生死に直結する治療断念につながるような見直しは撤回し、制度としての役割や持続可能性等について丁寧かつ幅広い議論を行うこと。

9 公定価格である診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により運営されている保険医療機関や介護・福祉事業所は、物価高や人件費の影響を価格に転嫁できず、厳しい経営状況にあることから、次期報酬改定において、地域の公的サービス提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映すること。

また、令和6年度の報酬改定では不十分であることから、遡及と同等の効果を念頭に置いた臨時的な報酬改定や、国による補助制度の創設・拡充など、早急に対策を講じるとともに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むこと。

10 中山間地域・離島等の介護サービス提供体制の確保については、地域の実態を踏まえて必要なコストを適正に評価するとともに、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じることも含め、物価の上昇などの社会情勢を迅速に反映させる制度設計を行うことで、介護事業所の経営安定化を図ること。

11 人口減少地域の介護老人保健施設等では、老朽化や入所率低下、人材不足等の問題を抱え施設継続が困難になってきており、障がい者や単身高齢者の住まい等へのニーズを充足するためにも、年齢や障がいの有無に関わらず人々が安心して暮らすことができる居住環境の構築に向けた既存施設の用途転換等の有効活用を図るため、補助金等の規制弾力化や国による財源措置も含めて支援策を講じること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥島岡広山徳香愛高 (一社)中国経済連合会会長 四国経済連合会会長	取根山島口島川媛知	県県県県県県県	知知知知知知知	事事事事事事事	平丸伊湯村後池中濱芦長	井山木崎岡田村田谷井	伸達隆英嗣正豊時省啓	治也太彦政純人広司茂介
---	-----------	---------	---------	---------	-------------	------------	------------	-------------